

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0601)

第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和6年7月5日 公開

開催日時	令和6年7月5日(金)	14時00分～14時55分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について(諮問) 2 栃木県最低賃金専門部会について 3 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 4 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について 5 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、令和5年度から引き続き、第54期の委員による第1回目の審議会です。</p> <p>議事までの間は、事務局において進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>暑い時期の審議となりますが、地球温暖化対策の一環として、冷房の設定温度をやや高く設定し、クールビズを励行しております。</p> <p>委員の皆様におかれましても、軽装での御出席、御審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、労働者代表の菊嶋委員の辞職に伴い、鈴木徹也委員が新たに就任されておりますことを報告いたします。</p> <p>また、事務局におきましても、本日7月5日付けで、局長が前任の奥村から後任の川口に替わりましたことを御報告いたします。</p>
-----	--

<p>事務局</p> <p>局長</p>	<p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の荻原委員、和田委員、労働者代表委員の小関委員、安齋委員、使用者代表委員の井上委員が欠席。</p> <p>委員 15 名中 10 名の出席があり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める 3 分の 2 以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果 8 名の傍聴申込みがあり、8 名が傍聴することを報告。</p> <p>また、報道機関 1 社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、栃木労働局長から挨拶を申し上げます。</p> <p>本日付けをもって栃木労働局長を拝命いたしました川口です。</p> <p>改めまして、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、令和 6 年度第 1 回栃木地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、各委員の皆様におかれましては、日頃より最低賃金行政をはじめ栃木の労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>「最低賃金の引上げ」や「賃上げ」につきましては、最近いろいろな動きがございますが、6 月 21 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」におきましては、「最低賃金の引上げ」という文言がしっかりと項目建てされており、大きく 3 つほどポイントがございます。</p> <p>一つ目として、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の 3 要件を踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会できっかりと議論いただくこと。</p> <p>二つ目として、労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業継承、M&A の環境整備等について、官民連携して努力すること。</p> <p>三つ目として、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ること。</p> <p>ということが明記されております。</p> <p>もう一つ閣議決定されているものが、「骨太の方針 2024」でございます。</p> <p>こちらにおきまして、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実</p>
----------------------	--

	<p>現」というサブタイトルが示すとおり、その中身も、「賃上げ」については、これまで以上に具体的かつ力強く、その方針が示されたところ です。</p> <p>さらに、6月25日には、厚生労働省で開かれました中央最低賃金審議会において、今年度の審議が本格的にスタートしました。</p> <p>これらの動きも踏まえ、本日の審議会では、栃木県最低賃金の改正決定を諮問させていただき、諮問後につきましては、委員の皆様へ御審議を重ね、御答申いただくこととなります。地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「事業の賃金支払い能力」を総合的に勘案して定めることとされております。</p> <p>委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることとなりますが、忌憚のない審議を尽くしていただき、御答申いただくようお願いいたします。</p> <p>暑さの厳しい中での集中的な審議をお願いすることとなりますが、最低賃金の改正につきましては、国の重要な施策の一つである以前に、働く人々の生活の根幹、人を雇用して事業を営む方々の経営の根幹となることですので、何卒どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、委員の皆様を公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に紹介させていただきます。</p> <p>— 委員紹介 —</p>
事務局	<p>事務局においても、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。</p> <p>— 事務局紹介 —</p>
事務局	<p>令和6年度の審議におきましては、令和5年度に引き続き、杉田委員に会長職、黒川委員に会長代理職をそれぞれ務めていただき、審議を進めていくこととなります。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定めにより行うこととします。</p> <p>最初に議題（1）「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。</p> <p>それでは、局長お願いいたします。</p>

局長・会長	— 諮問文手交 —
杉田会長	ただいま栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。 事務局は、全委員及び傍聴人に諮問文の写しを配付してください。
事務局	— 諮問文（写）を配付 —
杉田会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	— 諮問文を朗読 —
杉田会長	栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より審議を進める上で参考となる多数の資料が提出されておりますので、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
杉田会長	資料について、御質問などございますか。 特に御質問などないようであれば、次に進みます。 議題(2)の「栃木県最低賃金専門部会について」です。 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定において、「審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされておりますので、専門部会を設置することといたします。 この専門部会の運営に関して、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。 この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 栃木県最低賃金専門部会運営規程（案）説明 —
杉田会長	ただ今の専門部会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。
各代表委員	— 意見、質問等なし —
杉田会長	特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程（案）について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	それでは、栃木県最低賃金専門部会運営規程について、原案どおり

	<p>議決することといたします。</p> <p>この規程は、本日より適用することとします。</p> <p>お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和6年7月5日」の日付を記入してください。</p> <p>ただ今、専門部会規程が議決されたところですが、第7条「会議の公開」につきましては、昨年度に運用を見直し、これまでは「非公開」としてきた専門部会を中央の流れに準じて「一部公開」としたところでは、</p> <p>当審議会に限らず、公式な会議等の公開・非公開につきましては、内外様々な御意見があることは承知しておりますが、その後の中央の動きを含め、事務局の方で何か参考となる情報はありますか。</p>
事務局	<p>－中央の動き及び他局の状況等について説明－</p>
杉田会長	<p>現時点での中央や他局の状況等について説明がありましたが、皆さんから何か御意見はありますか。</p> <p>労働者側はいかがでしょうか。</p>
労側委員	<p>議事の公開につきましては、一部にすべてを公開してほしいという意見があることは承知しておりますが、特に金額を審議する専門部会においては、ストレートな意見を発言することによって活発な審議ができると思いますので、公開によって妨げられることがないように、特に専門部会における公労、公使における金額審議については、昨年同様に非公開とするということによろしいのかなと思っております。</p> <p>また、昨年度見直しされたということでもありますので、今年度は様子を見るということで、何か問題点があれば今後検討するということによろしいかと思えます。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側はいかがでしょうか。</p>
使側委員	<p>今年は中央からの特段の指示もないということ、また、昨年の実績において特に大きな問題点がなかったということであれば、今年はまだ少し様子を見ることとして、昨年同様のやり方でよいと思います。</p>
杉田会長	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、当審議会としましては、今後の中央の動向や内外の意見・要望を注視し、改善できる点があれば必要に応じ改善していくという昨年同様のスタンスを保ちつつ、今年も昨年同様「一部非公開」として運用することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公労使三者が集まって議論を行う部分については公開する。 ・公労使三者が集まって議論する場ではあっても、採決の場面においては、本審と同様に「採決の部分は非公開」とする。

	<p>ということで進めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>では、本年度におきましても、当専門部会の議事は「一部公開」として運用していきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、同専門部会の決議事項についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、審議会において、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を運用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>特に御意見がないようであれば、従前どおり専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。</p> <p>続いて、専門部会委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 専門部会委員の推薦手続きについて説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。</p> <p>なお、委員の推薦にあたりましては、女性委員の推薦について、御配慮をお願いしたいと思います。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に質問などなければ、次の議題(3)「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」に移ります。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 関係労使の意見聴取（公示）について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、次に進みます。</p>

	<p>最低賃金法第 25 条第 5 項及び第 6 項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。</p> <p>参考までに昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 昨年度は、第 1 回審議会で協議し、第 2 回審議会で見聞聴取、一人当たりの意見発表時間を 5 分程度、意見聴取全体の時間 10 分程度、発表要旨の資料は事前提出、複数の団体が希望された場合は会長に一任することを決議。</p> <p>結果、8 団体から意見書の提出があり、2 団体二人から意見発表が行われたこと、また、実地視察については、必要性や審議日数を勘案して行わなかったことを説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明のとおり、昨年度は第 2 回審議会において意見聴取が行われておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。</p> <p>当審議会において、広く国民からの御意見も伺うという点では、この機会是有用と考えるので、本年度においても、第 2 回審議会において実施する方向でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、ただ今実施することを決めました第 2 回審議会における意見聴取について、提出があった場合の全体の発表時間・一人当たりの発表時間・発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いと実地視察の実施の有無の 2 点につきまして、少し検討が必要と思われませんが、それぞれの協議室に戻っての協議は必要でしょうか。</p> <p>昨年も実施しておりますので、労使それぞれ既に御意見がまとまっているようであれば、中断することなく、このまま審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使委員から「意見はまとまっている」旨の発言あり —</p>
杉田会長	<p>労使委員とも意見がまとまっているとのことですので、中断せずにこのまま御意見を伺うことといたします。</p> <p>それではまず、労側から意見の聴取の方法と実地視察を行うかどうかについて御意見をいただけますでしょうか。</p>
労働者代表	<p>意見の聴取につきましては、審議の参考になる意見が多く出されていると聞いておりますので、多くの方からいただきたいところですが、審議の時間も十分に確保しなければならないという点から、昨年</p>

	<p>同様、事前に発表要旨を提出してもらい、一人5分として合計二人から発表いただき全体で10分という流れでよろしいかと思います。</p> <p>また、実地調査につきましても本来やる方がいいのかもしれませんが、これから皆さんの日程調整をしながら全員が集まるということはなかなか難しいスケジュールになってくると思いますので、今回も見送るということによろしいかと思います。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では使用者側はいかがでしょうか。</p>
使用者代表	<p>事務局から資料として提出していただいている要請書等につきましては、私ども委員も毎回しっかりと目を通しておりますし、当日発表される方々は、昨年同様、事前に発表要旨を御提出いただければ、その場で細々と御説明いただかなくても趣旨は十分伝わりますので、昨年同様一人5分で2名の方に合計10分の時間配分によろしいかと思えます。</p> <p>実地調査につきましては、御協力いただける事業所の選定も難しいでしょうし、スケジュール的にも難しいと思いますので、実施しない方向によろしいかと思えます。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員の方も労使委員と同じ見解ということによろしいですか。</p>
公益代表	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、意見聴取及び実地視察について、公労使それぞれの代表委員の御意見を取りまとめますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の審議における関係労使からの意見聴取については意見聴取に係る全体の時間としては10分程度、意見発表者1人当たりの発表時間は5分程度、発言要旨及び資料については、事前に提出していただく。 ・実地視察については、必要性や審議日程を勘案し、本年度も実施しない。 <p>ということによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>なお、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合ですが、時間や準備の都合もありますので、この場合は、会長一任ということによろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>

杉田会長	<p>それでは、事務局は第2回最低賃金審議会において、意見聴取が行えますよう準備をお願いします。</p> <p>また、発表者から提出された発表要旨等の資料は、各委員にも事前にしっかりと目を通していただきたいと思いますので、事務局は発表要旨等が提出されましたら、速やかに各委員に共有いただくようお願いいたします。</p> <p>次に、議題（4）の「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について」ですが、栃木県特定最低賃金の改正決定を求める申出に係る状況及び特別小委員会について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 特定最低賃金の改正決定を求める申出状況及び特別小委員会の設置について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったときに、「改正決定の必要性」に関する調査審議を、専門的かつ効率的に行えるように運営規程3条に基づき特別小委員会を設置したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、特別小委員会を設置することといたします。</p> <p>この小委員会の運営に関して、「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程（案）」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 特別小委員会運営規程（案）説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の特別小委員会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御意見などないようであれば、特別小委員会運営規程（案）については、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>

杉田会長	<p>それでは、特別小委員会運営規程について、原案どおり議決することといたします。</p> <p>この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営規程の(案)を削除し、附則の施行期日に「令和6年7月5日」の日付を記入してください。</p> <p>なお、特別小委員会の設置に伴い、委員の選出が必要となります。委員の構成は、審議会委員の中から労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれ3名ずつと考えますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、この小委員会の委員については会長が指名することとされておりますので、公益を代表する委員は、黒川委員、藤井委員と私、杉田とさせていただきます。</p> <p>次に労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、この場で協議いただくか、あるいは別室での協議時間は必要でしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使委員から「候補者案はまとまっている」旨の発言あり —</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者を代表する委員からお願いいたします。</p>
労・鈴木委員	<p>労働者代表は、中島委員、津村委員と私、鈴木でお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>次に、使用者を代表する委員は、いかがでしょうか。</p>
使・鈴木委員	<p>使用者側は、時庭委員、井上委員と私、鈴木でお願いいたします。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは確認させていただきますと、特別小委員会の委員は、公益代表委員が、黒川委員、藤井委員と私、杉田労働者代表委員が、中島委員、津村委員、鈴木徹也委員、使用者代表委員が、時庭委員、井上委員、鈴木健治委員以上9名を特別小委員会委員として指名させていただきます。</p>
杉田会長	<p>次に、この特別小委員会は、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出書の提出を受け、それぞれの申出に関して「改正決定の必要性」を審議することになりますが、特に、丁寧な審議が必要となる特定最低賃金に係る産業については、その産業の関係労使の意見を聴く必要が生じる場合もあると思います。</p> <p>この場合は、各代表委員の申出により、関係労使のオブザーバーを参加させることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>

杉田会長	<p>それでは、この場合の必要性の判断や、オブザーバーとして参加させる関係労使の指名について、申出書の提出時期と特別小委員会開催までの期間が短いという事情がありますので、審議会運営規程第5条第3項により会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは一任させていただきます。 続きまして、議題(5)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、今後の審議会、専門部会、特別小委員会の日程等について、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>— 日程等説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明に、何か御質問などありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向に注視の上、日程その他の必要な情報があれば、各委員に速やかに御連絡くださいますようお願いいたします。 最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。 議事録の内容確認を私の他、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
労・鈴木委員	<p>労側は、私・鈴木でお願いします。</p>
使・鈴木委員	<p>使側は、私・鈴木でお願いします。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。それでは、労働者代表は鈴木徹也委員、使用者代表は鈴木健治委員をお願いいたします。 以上で、令和6年度第1回栃木地方最低賃金審議会の審議は終了しました。 これもちまして、閉会といたします。</p>